

ASSESSMENT

28 August 2024



コンタクト

猪俣マノン
Associate Lead Analyst - Sustainable Finance
ムーディーズ・ジャパン株式会社
manon.inomata@moodys.com

MJ Park
Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
mj.park@moodys.com

Jeffrey Lee
VP-Sustainable Finance
sukjoonjeffrey.lee@moodys.com

CLIENT SERVICES

Americas 1-212-553-1653
Asia Pacific 852-3551-3077
Japan 81-3-5408-4100
EMEA 44-20-7772-5454

東京都

セカンド・パーティー・オピニオン：サステナビリティボンド・フレームワークにSQS2を付与

概要

ムーディーズは、東京都の2024年8月付の東京サステナビリティボンド・フレームワークに対してSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア（非常に高い）を付与した。東京都は2つの適格グリーンカテゴリと3つの適格ソーシャルカテゴリの資金調達を目的とした資金用途限定型のフレームワークを設定している。本フレームワークは国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）2021（2022年6月付録I改訂）、ソーシャルボンド原則（SBP）2023及びサステナビリティボンドガイドライン（SBG）2021の4つの核となる要素に適合しており、サステナビリティへの貢献度がある程度高い（Significant）ことを示している。

サステナビリティ・クオリティ・スコア

SQS2



原則との適合
資金用途



要因	適合度
資金用途	適度
評価と選定	適度
資金管理	適度
レポートニング	適度

サステナビリティへの貢献度



予想されるインパクト 関連性と重要度	適度
調整	調整なし
ESGリスク管理	調整なし
一貫性	調整なし

ある時点の評価

本稿は2024年8月28日発行の英文版Tokyo Metropolitan Government:Second Party Opinion – Sustainability Bond Framework Assigned SQS2 Sustainability Quality Scoreの翻訳です。

対象

ムーディーズは、東京都（以下「東京都」あるいは「発行体」）の東京サステナビリティボンド・フレームワーク（以下「フレームワーク」）がICMAのGBP 2021（2022年6月付録 I 改訂）、SBP 2023及びSBG 2021と適合しているかどうかを含め、その持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を作成した。東京都はこのフレームワークに則り、2つの適格グリーンカテゴリーのプロジェクトと3つの適格ソーシャルカテゴリーのプロジェクトの資金調達を目的とした、サステナビリティボンドの起債を予定しており、その概要を本稿の付録2に記載した。

ムーディーズによる評価は、2024年8月時点の東京都の最新のフレームワークに基づいており、ムーディーズの意見はこの最新のフレームワークに関する現時点の詳細な評価¹、また公開情報および発行体が提供した非公開情報を反映している。

本SPOは、2022年10月発行の「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン評価手法](#)」に基づき作成された。

発行体の概要

東京都は日本の首都である東京の行政機関である。2022年10月時点で東京の人口は約1,404万人と推定され、これは日本全体の人口の約11.2%を占めており、47都道府県の中で最も多い。また、東京の面積は日本全体の約0.6%であるのに対し、人口密度は1平方キロメートル辺り6,399人となっており、日本で最も人口密度の高い都道府県である²。

東京都はサステナビリティ戦略として「未来の東京」戦略を2021年3月に策定している³。同戦略は、気候変動緩和や気候変動適応、生物多様性の保全、自然災害、少子高齢化といった東京都が直面する環境及び社会問題を網羅している。また、同戦略は4つの政策強化ポイントとして「人が輝く」（少子高齢化対策等）、「国際競争力の強化」（グリーンな都市開発（東京グリーンビズ）等）、「安心安全」（自然災害への対応策等）、「構造改革」（東京都の構造改革等）を挙げている。加えて、東京都は環境戦略として東京都環境基本計画を策定しており、2050年ネットゼロの実現に向けて、2030年までの達成を目標とした環境目標を設定している。これらの目標には、2000年をベースラインとして都内温室効果ガス排出量を50%削減、都内太陽光発電設備を200万kW以上導入、気候変動適応策の推進などが含まれている⁴。

強み

- ▶ 対象事業は明確に定義されており、今年度のファイナンスの対象となる事業はフレームワークにて開示されている。
- ▶ 対象事業は東京都が直面する環境及び社会問題と関連性が高い。
- ▶ 期待される環境便益及び社会便益は測定可能であり、事前に量化されている。
- ▶ プロジェクトの評価と選定に関する関係部局の役割及び責任が明確に定義されている。

課題

- ▶ 生物多様性の保全に関するカテゴリーのレポートング指標は同カテゴリーの直接的な環境便益を測定するものではない。
- ▶ レポートングされる環境便益および社会便益は第三者の監査が確約されていない。また、重要な事象が発生した際にも第三者によるレポートングの監査は確約されていない。

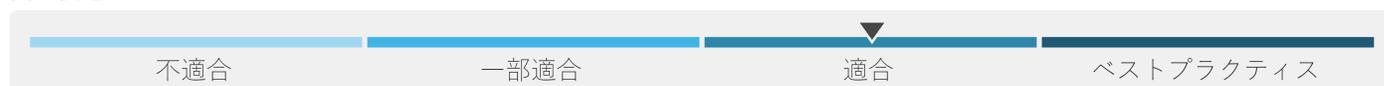
本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody's.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

原則との適合

東京都のフレームワークはICMAのGBP 2021（2022年6月付録I改訂）、SBP 2023及びSBG 2021の4つの核となる要素に適合している。

- Green Bond Principles (GBP)
- Social Bond Principles (SBP)
- Green Loan Principles (GLP)
- Social Loan Principles (SLP)
- Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP)
- Sustainability Linked Loan Principles (SLLP)

資金使途



適格カテゴリーの明確性 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

東京都は適格カテゴリーに関し、支出、適格プロジェクト（以下「対象事業」）の詳細を明確に定義および説明している。対象事業は東京都内で実施される。適格カテゴリーは幅広く定義されているが、東京都は各財政年度の初めに対象事業を選定し、それらはフレームワーク内に付録として記載される。ムーディーズは評価に際し、2024年度にファイナンスの対象となる対象事業の詳細な情報を発行体から受領し、それらを元に分析を行っている。

環境/社会目標の明確性 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

東京都は適格カテゴリーに関連する環境・社会目標を明確に概説している。これらの目標は国連の持続可能な開発目標との関連性と一貫性が保たれている。

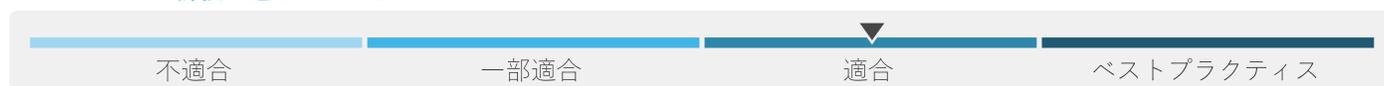
期待される便益の明確性 – 適合 (ALIGNED)

東京都は大半の適格カテゴリーについて明確に関連する環境・社会便益を特定している。生物多様性の保全に関するカテゴリーについては、レポート指標は直接的な環境便益（持続可能な土地の面積、生物多様性の損失の回避または削減（動植物の種の数）など）を測るものではない。すべての便益は測定可能であり、発行体は期待される便益を事前に定量化し、起債前にウェブサイトにて開示する。ルックバック期間は最長5年であり、発行体はリファイナンス予定額を起債前にウェブサイトにて開示する。

該当するベストプラクティス - 資金使途

- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで適格性基準が明確に定義されている
- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで目標が定義され、関連性と一貫性を持つ
- » 大半のプロジェクトにおいて、便益が測定可能であり、明確なベースラインに基づいて事前に定量化されている、もしくは将来のレポート指標において定量化するという確約がなされている
- » 調達資金がリファイナンスに充当される割合を可能な範囲で透明性をもって開示するという確約がなされている
- » 関連するルックバック期間を可能な範囲で透明性をもって開示するという確約がなされている

プロジェクトの評価と選定のプロセス



適格プロジェクトを選定するプロセスの透明性と質 – 適合 (ALIGNED)

東京都はプロジェクトの評価と選定のプロセスを明確に定義しており、フレームワークを通して開示している。関係部署との連携およびプロジェクトの選定は財務局が行う。同局は、関係部署に充当可能事業の調査を依頼し、それらを各事業の情報や独自のESGクライテリアを元に評価を行う。また、対象事業の実施に伴う環境・社会リスク低減への対応内容を確認する。グリーンプロ

ジェクトの場合には、環境局が環境視点で対象事業の候補を確認する。この意思決定プロセスは内部で文書化され、追跡が可能となっている。

東京都は、プロジェクトが適格基準に継続的に準拠しているかどうかのモニタリングを翌年度1回以上行うが、債券の残存期間を通して行われたい。これは、調達資金の全額が調達が行われた年度内に充当されるためである。対象事業が適格基準を満たさなくなった場合、財務局が関係部署と協議し、速やかに改善に向けた対応を進める。

環境・社会リスク低減プロセス – 適合 (ALIGNED)

東京都は環境・社会リスクの適切なモニタリングと管理を確約している。発行体は、対象事業の適格性を評価する際にESGの側面に基づいて評価を行い、環境・社会的なリスク低減への対応内容を確認する。また、ESGに関する論争は翌年度1回以上モニタリングが行われるが、これは債券の残存期間を通して行われたい。

該当するベストプラクティス - プロジェクトの評価と選定のプロセス

- » プロジェクトの評価と選定における役割と責任が明確に規定され、関連する専門知識を備えた意思決定者が選定されている
- » プロジェクトの評価・選定プロセスが追跡可能である
- » 大半のプロジェクトカテゴリーで、重要な環境・社会リスクが特定されている
- » プロジェクトにまたがって環境・社会リスクに対応するための是正策が講じられている

調達資金の管理

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

調達資金の充当と追跡 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

東京都は調達資金の管理と充当のプロセスを明確に定義している。調達された資金は一般勘定に入金され、東京都予算事務規則に基づき対象事業にのみ使用されるように適切に管理が行われる。また、調達資金は、地方自治法に基づき年次で年度末に調整されなければならない。従って、当該年度において調達した資金については当該年度において充当対象事業に全額を充当するため、充当期間は24か月以内である。

未充当資金の管理 – 適合 (ALIGNED)

東京都は、未充当資金を東京都公金管理ポリシーに基づき管理する。また、同ポリシーは一般公開されており、その資金の保管方法が示されている。仮に事業が中止、延期または非適格となった場合には、調達資金はフレームワークに則り、他の対象事業に充当される。発行体は、未充当資金が温室効果ガスを大量に排出する活動に充当されることがない旨を明確に確約していないが、実際の充当期間は一会計年度内と比較的短いことから、そのような一時的な充当の可能性は低い。

該当するベストプラクティス - 調達資金の管理

- » 明確に規定された包括的な調達資金管理方針が外部ステークホルダー（少なくとも債券保有者）に広く開示されている
- » 資金充当期間が短期である（例えば、通常 24 か月未満など）
- » フレームワークに準拠したプロジェクトに資金を再充当するという確約がなされている

レポーティング



レポーティングの透明性 – 適合 (ALIGNED)

東京都は、調達資金の充当が完了するまで年次でレポーティングを行い、また、重要な進展があった場合にも適宜報告を行う。レポートはウェブサイト公表予定である。レポーティングは、対象事業名、関連する環境または社会便益、資金充当額（リファイナンス額を含む）など、網羅的に行われる予定である。また、事業がリファイナンスの対象となる場合には、発行体は資産の経過年数及び残存耐用年数についてもレポーティングを行う。

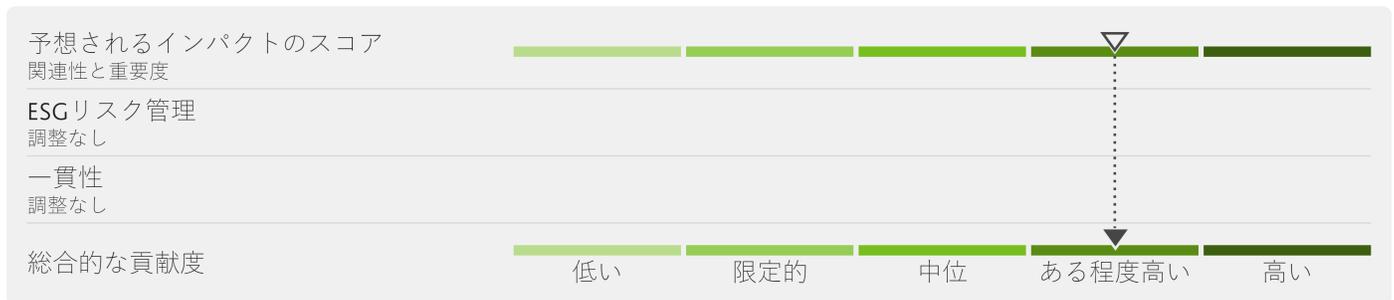
レポーティング指標は大半のカテゴリーにおいて関連性があるが、生物多様性の保全に関するカテゴリーについては、直接的な環境便益を測る指標ではない。レポーティングに用いられる算定方法と仮定はフレームワークを通して開示されている。発行体は、対象事業を含む都の歳入歳出について、知事から独立した地位を認められている東京都監査委員による審査を経る。ただし、東京都は重要な事象が発生した場合と環境・社会便益に関し独立監査人による監査を取得することを確約していない。

該当するベストプラクティス - レポーティング

- » プロジェクトや資産に関連した重要な進展や問題がレポーティングに含まれている
- » 調達資金の充当と便益のレポーティングを少なくとも適格カテゴリー・レベルで行っている
- » 資金充当に関する細分化されたレポーティングが行われている（未充当資金の残高や割合、現金か現金同等物などの一時的な資金充当先の種類、初期投資とリファイナンスの比率など）
- » レポーティング手法と指標算出における想定が、少なくとも債券保有者に開示されている

サステナビリティへの貢献度

フレームワークは、サステナビリティにある程度高い（Significant）貢献をすることが期待される。



予想されるインパクト

適格カテゴリーがもたらすインパクトはある程度高い（Significant）と予想される。発行体の提供した実際に予想される資金配分（リファイナンスを含む）に基づき、「公共施設・インフラの防災対策」および「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」により大きなウエイトを割り当てている。適格カテゴリー別の評価の詳細は以下を参照されたい。

エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現（気候変動適応および気候変動緩和）



このカテゴリーには3つの対象事業が含まれており、そのうち2つは気候変動への適応を目的とし、1つは気候変動の緩和を目的としている。気候変動適応に関連する対象事業としては、ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応と自然災害による洪水の影響を防ぐことを目的とした中小河川の整備が含まれている。気候変動緩和に関連する対象事業としては、既存の公共住宅における太陽光パネルの設置が含まれている。

同カテゴリーの関連性は高い。東京都は豪雨や夏季の気温上昇などの気候リスクに特に脆弱であるため、気候変動への適応策を強化することは、発行体にとって関連性の高いサステナビリティ課題である。気象庁によると、東京を含む都市部の平均気温は、ヒートアイランド現象の影響に加えて気候変動による気温上昇により全国平均を上回っている⁵。気候変動は降雨パターンにも影響を与えており、東京を含む日本での年間の集中豪雨の発生頻度は過去45年間で約2.2倍に増加している⁶。よって、気候変動適応は発行体にとって重要な優先課題であり、また、東京都の総CO2排出量の約70%が建物のエネルギー使用に起因していることから、気候変動緩和も同様に発行体にとって重要な優先課題の一つである⁷。

同カテゴリーは東京のインフラの気候変動による物理リスクに対するレジリエンスを強化することで、ポジティブなインパクトをもたらすことが期待されるため、ある程度高い重要度を持つ。このカテゴリーに含まれる気候変動適応策は、遮熱性・保水性舗装の整備についてはヒートアイランド現象の影響を効果的に軽減し、また、護岸の整備、調節池の建設については洪水のリスクを低減するための実証済みの技術である。加えて、オンサイトの太陽光パネルの設置は、ロックインが回避され、かつ環境・社会リスクが限定的であることから、利用可能な最良の技術と考えられる。一方で、同カテゴリーには堤防や地下の調節池の建設をはじめとする大規模な建設工事が含まれており、生物多様性への影響などの環境リスクが懸念されるが、事業は関連する環境法規則（地盤沈下調査を含む）を遵守する必要があり、河川整備プロジェクトは生物多様性への影響を考慮するなど、その対応策が講じられていることから、これらの環境リスクはある程度緩和されていると考えられる。

生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現（生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理）



このカテゴリーには2つの対象事業が含まれている。同カテゴリーでファイナンスの対象となるプロジェクトには都立公園の整備と水辺空間における緑化の推進に関連する支出が含まれており、生物多様性の保全を目的としている。水辺空間の緑化の推進は、環境に配慮したポーラスコンクリートや緑化ブロックによる護岸の再構築、護岸周辺の植栽整備等が対象となる。

同カテゴリーの関連性はある程度高い。東京を含む都市全体にとって、都市化による生物多様性の喪失を踏まえると生物多様性の保全は関連性のある課題である。また、生物多様性の喪失は気候変動の影響により悪化しており、全世界で約11-16%の生物多様性が喪失されたと言われている⁸。生物多様性の保全は、東京都環境戦略「東京都環境基本計画」においても重要な課題の一つとして認識されており、都市化により1991年から2016年の間に約3,000ヘクタールの農地が失われたとされている⁹。中でも、緑地（森林、公園、水辺空間を含む）の喪失は、東京の中心部（区部）では特に深刻であり、みどり率は東京西部（多摩部）の約68%に対し、区部は約24%にとどまっている¹⁰。しかし、生物多様性の保全は、他の適格カテゴリー（気候変動適応および防災対策など）に比べ、都民に対する直接的な影響が限定的であるため、東京都が直面する最も差し迫ったサステナビリティ課題ではなく、よって「高い」関連性のスコアは付与されていない。

同カテゴリーは長期的にポジティブな環境効果をもたらすことが期待されるが、実際の生物多様性の保全への貢献度についての見通しが限られているため、重要度は中位である。このカテゴリーに充当される調達資金は、都立公園における植林や、水辺のコンクリート護岸の再構築を通して、生物多様性の保全に貢献すると期待される。また、対象事業は既存の生物多様性を大幅に歪める可能性のある大規模な建設活動を含まず、東京都はパークマネジメントマスタープラン¹¹及び緑確保の総合的な方針¹²に従い、既存の自然を可能な限り保存する形で土地を開発することを目標としている。一方で、都立公園の整備に関しては生物多様性の保全に関するモニタリングが必ずしも全ての事業で行われず、よって実際の環境効果の見通しが限られている。また、生物多様性の保全において利用可能な最良の技術は自然を保全するために人々のアクセスを制限することであり、同カテゴリーはそのような技術を採用していない。

公共施設・インフラの防災対策（手ごろな価格の基本的インフラ設備）



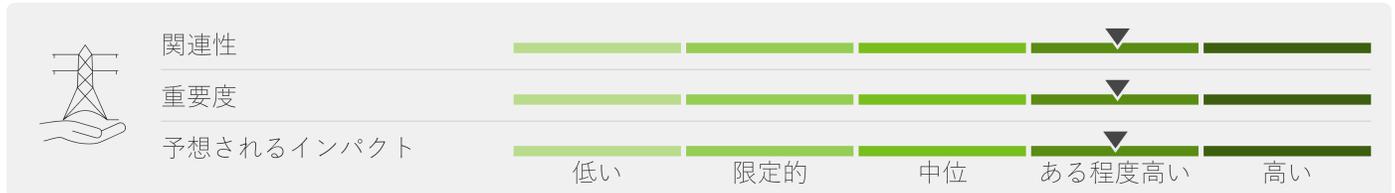
このカテゴリーには2つの対象事業が含まれている。同カテゴリーでファイナンスの対象となるプロジェクトには無電柱化の推進および河川施設の耐震・耐水化が含まれている。河川施設の耐震・耐水化は東京の東部低地帯が対象となっており、同地域は津波や高潮のリスクが高く、特に脆弱な地域である。

自然災害対策は東京が抱える最も重要なサステナビリティ課題のひとつであることから、同カテゴリーはある程度高い関連性が認められる。日本は自然災害に対して脆弱な国であり、東京は今後30年以内に最低でもマグニチュード7.0クラスの地震が70%の確率で発生すると予想されている¹³。河川施設の維持は、津波や高潮の影響を軽減するために非常に関連性が高い事業である。無電柱化の推進は円滑な避難の促進、救急活動の提供、そしてその後の復旧活動を可能にすることで、自然災害時の影響を軽減する上で関連性がある。また、適格事業は、電柱の倒壊リスクを減らし、安定した電力とインターネットの供給に寄与することが期待される。一方で、防災という観点からは、古い建物の耐震補強による建物倒壊の防止など、自然災害による一次的な影響に対処するより直接的な対策が存在すると考えられる。

防災・減災は緊急事態の際に都民を守るために重要であることから、同カテゴリーの重要度はある程度高い。河川施設の耐震・耐水化は津波や高潮のリスクが高いとされる東京の東部低地帯に居住する住民をターゲットとしており、最も脆弱な層である。また、無電柱化の推進に関しては、一般市民を対象としているものの、発行体は東京の中心地、緊急輸送道路、主要駅の周辺地域な

ど、特に人口の集中が期待される地域を優先順位として特定し、整備を進めていく。一方で、同カテゴリにはスーパー堤防をはじめとする大規模な防災・減災インフラの建設が含まれており、生物多様性への影響などの環境リスクが懸念されるが、事業は関連する環境法規則を遵守する必要がある、河川整備プロジェクトは生物多様性への影響を考慮するなど、その対応策が講じられていることから、これらの環境リスクはある程度緩和されていると考えられる。

公共施設・インフラの老朽化対策（手ごろな価格の基本的インフラ設備）

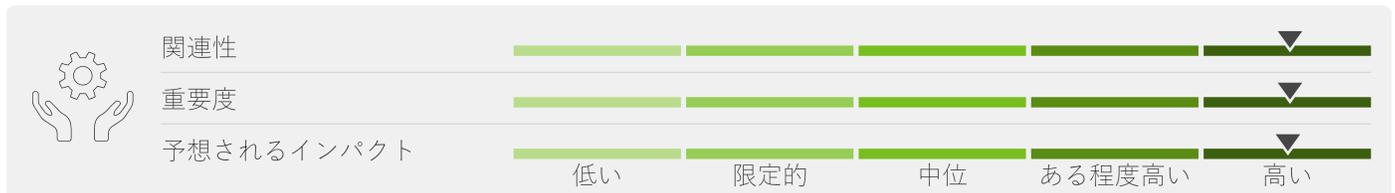


このカテゴリには2つの対象事業が含まれている。同カテゴリでファイナンスの対象となるプロジェクトには既存の橋梁の修繕および東京都の島しょにおけるインターネット環境の改善を目的とした海底ケーブルの設置が含まれている。

公共インフラの強化は、都民の日常生活の安全を確保するために重要な課題であることから、同カテゴリの関連性はある程度高い。橋梁のメンテナンスについては、東京の橋梁の50%以上が今後10年で共用年数と言われる50年を超えると予想されることから長寿命化を目的としたメンテナンスが必要となるため、東京都にとって重要なサステナビリティ課題である¹⁴。島しょのインターネット環境の改善については、島しょエリアは厳しい自然環境によりケーブルの損傷が発生する地域であることから、海底ケーブルの整備・強靱化は島民の安定したインターネットアクセスを保つために、関連性のある課題である。一方で、対象事業はいずれも東京都にとって差し迫った社会問題ではないため、「高い」関連性のスコアは付与されていない。

橋梁の長寿命化やインターネットケーブルの強靱化を含む公共インフラの強化は、長期的にポジティブな社会インパクトをもたらすことが期待されるため、同カテゴリの重要度はある程度高い。島しょのインターネット環境改善に関しては、ケーブルが損傷した際にインターネットへのアクセスを失う島しょの住民が対象となっている。また、実際のインターネットへのアクセスにおいては、サービス料金は島民とインターネットプロバイダー間での契約内容によるが、一般的に日本で手ごろな価格帯で提供されているものである。同カテゴリの調達資金の大半が充当される予定である橋梁の長寿命化については、都民がターゲット層となっている。東京には、多数の河川が横断する独自の地理的背景や、人口密度が高いため交通量が多いことから、橋梁は効率的な交通を促進し、都内の接続性を確保するために不可欠な公共インフラである。そのため、橋梁の整備は、インフラの老朽化に伴うものを含めた事故の発生を未然に防ぎ、利用者の安全の確保という重要な社会便益をもたらすことが期待される。一方で、橋梁は東京で既に幅広く利用されている公共インフラであり、都民はその社会便益を享受していることから、これらのインフラ設備へのアクセスが限られているロケーションと比べると、追加的な社会便益は高いとは考えにくい。

一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備（必要不可欠なサービスへのアクセス）



特別支援学校の建設及び改修は東京都にとって重要な社会的課題であることから、同カテゴリの関連性は高い。文部科学省によると、日本全体で特別支援教育を受ける児童生徒数は2013年から2023年の10年間で3.1%から6.8%に増加している¹⁵。また、特別支援教育を提供する特別支援学校への需要も東京都では特に増加しており、東京の公立特別支援学校においては558の教室が不足しているとされる¹⁶。

東京で特別支援学校の数を増やすことは、教育へのアクセスの向上に貢献し、長期的にポジティブな社会インパクトを与えることが期待されるため、同カテゴリの重要度は高い。対象事業は社会において最も脆弱な層である障害のある幼児・児童・生徒を対象としている。加えて、小中学校においては義務教育であることから無償で提供されており、高等教育に関しても授業料は手ごろな価格帯（年額1,200円）で提供されている。また、特別支援学校は東京に幅広く点在しており、異なる地域に住む児童がアクセス出来るようになっている。

ESGリスク管理

ESGリスク管理を理由とした下方調整は加えていない。東京都の対象事業は環境への影響を軽減するために土壌汚染対策法¹⁷や騒音規制法¹⁸などの関連法規を遵守する必要がある。加えて、関連する場合、対象事業は建設活動に関連する環境・社会リスクを軽減するために地盤沈下の測量などの検査が適宜実施される。また、東京都は包括的な整備計画を策定するにあたり、意見公募¹⁹を行い、対象事業の透明性および関連する環境・社会リスクを都民と共有する機会を確保している。

一貫性

予想されるインパクトのスコアに、一貫性を理由とした下方調整は加えていない。東京都のフレームワークで資金調達されるプロジェクトは、東京都のサステナビリティ戦略²⁰および環境基本計画²¹に沿ったものである。

付録 1 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

東京都のフレームワークに含まれる 5 つの適格カテゴリーは、以下の 8 つの国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDG 17のゴール	適格カテゴリー	SDGターゲット
目標4: 質の高い教育をみんなに	一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	4.1 すべての子どもが、適切かつ効果的な学習成果をもたらす質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 4.A 教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で効果的な学習環境を提供できるようにする。
目標7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現	7.2 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
目標8: 働きがいも経済成長も	一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	8.6 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう	公共施設・インフラの老朽化対策	9.1 公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、持続可能なインフラを開発する。 9.C 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
目標10: 人や国の不平等をなくそう	一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
目標11: 住み続けられるまちづくりを	公共施設・インフラの防災対策	11.B 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
目標13: 気候変動に具体的な対策を	エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
目標15: 陸の豊かさも守ろう	生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

本SPOで示される、国連の持続可能な開発目標（SDGs）へのマッピングでは、発行体の資金調達フレームワークにおける適格プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標/便益、また ICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録 2 - 東京都のフレームワークにおける適格カテゴリーの概要

適格カテゴリー	適格サブカテゴリー (対象事業)	サステナビリティ目標	レポートング指標
エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応 (遮熱性・保水性の向上)	気候変動適応	遮熱性・保水性舗装の整備延長 (km)
	公社住宅における太陽光発電設備設置事業	気候変動緩和	太陽光発電設備の想定年間発電量 (kWh)
	中小河川の整備	気候変動適応	河川の整備率 (%) 調節池の貯留量 (m ³)
生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	都立公園の整備	生物多様性の保全	整備面積 (m ²)
	水辺空間における緑化の推進	生物多様性の保全	整備面積 (m ²)
公共施設・インフラの防災対策	無電柱化の推進	手ごろな価格の基本的インフラ設備 対象となる人々： 自然災害時、電柱倒壊による道路閉塞や断線等の影響を受ける恐れのある人々 (ベビーカー・車いすを利用する方等を含めた、道路利用者)	整備延長 (km)
	河川施設の耐震・耐水化	手ごろな価格の基本的インフラ設備 対象となる人々： 東部低地帯の住民	整備延長 (km)
公共施設・インフラの老朽化対策	橋梁の長寿命化事業	手ごろな価格の基本的インフラ設備 対象となる人々： 地域住民など都道を利用する人々	長寿命化事業累計着手数
	島しょのインターネット環境改善	必要不可欠なサービスへのアクセス 対象となる人々： 地域住民 (島民)	整備島数
一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	特別支援学校の整備	必要不可欠なサービスへのアクセス 対象となる人々： 障害のある幼児・児童・生徒	学校定員数

Endnotes

- 1 同評価が付与された日付あるいは更新の日付を指す
- 2 [Tokyo's History, Geography, and Population](#)、東京都、2024年6月アクセス

- 3 [「未来の東京」戦略](#)、東京都、2024年6月アクセス
- 4 [東京環境基本計画](#)、東京都、2024年6月アクセス
- 5 [ヒートアイランド現象](#)、気象庁、2024年6月アクセス
- 6 [気象研究所](#)、2022年5月
- 7 [東京環境基本計画](#)、東京都、2024年6月アクセス
- 8 [BiodiverCities by 2030](#)、World Economic Forum、2022年1月
- 9 [緑の現状](#)、東京都、2024年6月アクセス
- 10 [緑の現状](#)、東京都、2024年6月アクセス
- 11 [パークマネジメントマスタープラン](#)、東京都、2024年3月
- 12 [緑確保の総合的な方針](#)、東京都、2024年1月
- 13 [東京都](#)、2024年6月アクセス
- 14 [橋梁予防保全計画](#)、東京都、2021年3月
- 15 [文部科学省](#)、2024年6月
- 16 [公立特別支援学校における教室不足調査の結果について](#)、文部科学省、2024年3月
- 17 [土壌汚染対策法](#)、2024年6月アクセス
- 18 [建設工事に係る騒音・振動の規制](#)、東京都、2022年12月
- 19 [計画等に係る意見公募](#)、東京都、2024年6月
- 20 [「未来の東京」戦略](#)、東京都、2024年6月アクセス
- 21 [東京環境基本計画](#)、東京都、2024年6月アクセス

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2024年 Moody's Corporation, Moody's Investors Service, Inc., Moody's Analytics, Inc.並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インベアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である該当する「格付記号と定義」をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部を問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサブライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー又はサブライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害 (a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない)の可能性について助言を受けた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサブライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサブライヤーのいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性又は特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に代価を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及びMoody's Investors Service, Inc.は、Moody's Investors Serviceの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイトwww.moody.com上に「Investor Relations-Corporate Governance-Charter Documents-Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で毎年、掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A., Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA, Moody's Local MX S.A. de C.V., I.C.V., Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、及びMoody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSROではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSROではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるとはではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したものではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオンに関する追加条項（ムーディーズの Investors Service Rating Symbols and Definitionsに定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPOの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。

日本：日本におけるSPOの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。PRC：いかなるSPOも、（1）PRCの関連法令で定義されるPRCのグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目録見書その他の文書に記載することはできず、又はPRC規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC内で規制目的のために又はPRCの関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

CLIENT SERVICES

Americas	1-212-553-1653
Asia Pacific	852-3551-3077
Japan	81-3-5408-4100
EMEA	44-20-7772-5454